

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	社会福祉施設産休等代替職員費補助金	開始 年 度	平成17年度
----------------	-------------------	-----------	--------

団 体 名	社会福祉施設等
-------	---------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・函館市補助金等交付規則 ・函館市社会福祉施設産休等代替職員設置事業実施要綱
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせるもの。
目 的	(目 的) 社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の母体の保護または専心療養の保障を図るため、施設の長が行う産休等代替職員制度の実施に要する経費について交付する。
・ 効 果	(効 果) 産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせることによって、職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、施設における施設利用者の処遇の正常な実施体制を確保することができる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		自己資金	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	2,351		152				2,503
	22	3,811		519				4,330
	23	3,542		352				3,894
	24	300		23				323
	25	325		43				368
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	2,503						2,503
	22	4,330						4,330
	23	3,894						3,894
	24	323						323
	25	368						368

※H21～H23の数値は旧福祉部分。(児童福祉施設分も含む。)

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	社会福祉施設産休等代替職員費補助金
----------------	-------------------

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	本事業の対象となる社会福祉施設は老人福祉施設、障害者施設等と多岐にわたり、あらゆる市民の生活に密接に係わっている。また福祉サービスの充実が市民の求めるところでもあることから、代替職員を雇用することで利用者の処遇の正常な実施体制の確保を目的とする本事業は公益性があるものといえる。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	社会福祉法人において、産休・育休職員に賃金等を支給しながら、別に代替職員を雇用することは大きな負担となるため、代替の職員を速やかに配置するには、市の補助が必要であると思われる。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	本補助金は社会福祉施設において、職員の出産・病気という状況が生じた場合、その欠員を補充するために交付するものであり、施設に自主自立を求めるという点には合致しないと考えられる。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	代替職員を確保するにあたり、必要となるのは人件費であるため、補助金で補填することは本事業の目的実現のために有効であると考えられる。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	本事業は補助基準額の日額と補助対象経費の実支出日額とを比較し、いずれか少ない方の額に代替職員が任用承認期間内で実際に勤務した日数を乗じて得るという算定方法をとっているため、その補助率は一定ではないため。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

社会福祉施設産休等代替職員費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

社会福祉施設で産休等を取得する職員がいた場合、代替職員を速やかに設置し、母体の保護や専心療養を図るとともに、施設における利用者への正常な実施体制を確保することができているか。

(達成状況)

平成22年度は13件(3,811千円)、平成23年度は10件(3,542円)、平成24年度は1件(見込:423千円)の補助を行っている(平成22・23年度には、子ども未来部該当分も含む)。

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている

☐

一定の効果をあげている

☒

効果が疑問である

☐

その他

☐

(理由)

件数に差はあるものの、毎年補助の実績があるため、期待した効果をあげているものと推察できる。

○今後の方向性

☐

現行のまま補助を継続

☐

見直したうえで補助を継続

☐

廃止

☒

その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

本市の給与改定や道の動向などを見据え、補助基準日額を随時見直しする。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	社会福祉施設産休等代替職員費補助金	開始 年 度	平成17年度
----------------	-------------------	-----------	--------

団 体 名	保育所等社会福祉施設
-------	------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・社会福祉施設産休代替職員任用事業実施要綱(道) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市社会福祉施設産休等代替職員設置事業実施要綱
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせるもの。
目 的	(目 的) 社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の母体の保護または専心療養の保証を図るため、施設の長が行う産休等代替職員制度の実施に要する経費について交付する。
・ 効 果	(効 果) 産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせることによって、職員の母体の保護または専心療養の保証を図りつつ、施設における施設利用者の処遇の正常な実施体制を確保することができる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		自己資金	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21							0
	22							0
	23							0
	24	5,059		1,167				6,226
	25	4,363		1,003				5,366
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21							0
	22							0
	23							0
	24	6,226						6,226
	25	5,366						5,366

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名
(交付金名)

社会福祉施設産休等代替職員費補助金

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	本事業の対象となる社会福祉施設は保育所、児童養護施設等と、子育て支援の拠点として重要な役割を担う施設であり、保育サービスの充実が市民が強く求めるところである。代替職員を雇用することで利用者の処遇の正常な実施体制の確保を目的とする本事業は公益性があるものといえる。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	保育所等において、産休・病休職員に賃金等を支給しながら、別に代替職員を雇用することは大きな負担となるため、代替の職員を速やかに配置するには市の補助が必要であると思われる。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	本補助金は社会福祉施設において、職員の出産・病気という状況が生じた場合、その欠員を補充するために交付するものであり、施設に自主自立を求めるという点には合致しないと考えられる。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	代替職員を確保するにあたり、必要となるのは人件費であるため、補助金で補填することは本事業の目的実現のために有効であると考えられる。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	本事業は補助基準の日額と補助対象経費の実支出日額とを比較し、いずれか少ない方の額に、代替職員が任用承認期間内で実際に勤務した日数を乗じて得るという算定方法をとっているため、その補助率は一定ではないため。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

社会福祉施設産休等代替職員費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

社会福祉施設で産休等を取得する職員がいた場合、代替職員を速やかに配置し、母体の保護や専心療養を図るとともに、施設における利用者への正常な実施体制を確保することができる。

(達成状況)

平成22年度は13件(3,811千円)、平成23年度は10件(3,542千円)、平成24年度は14件(5,059千円)の補助を行っている。(平成22・23年度は、旧福祉部分)

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている

☐

一定の効果をあげている

☒

効果が疑問である

☐

その他

☐

(理由)

件数に差はあるものの、毎年補助の実績があるため、期待した効果をあげているものと推察できる。

○今後の方向性

☐

現行のまま補助を継続

☐

見直したうえで補助を継続

☐

廃止

☒

その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

本市の給与改定や道の動向などを見据え、補助基準日額を随時見直しする。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	障害児保育運営費補助金	開始 年 度	昭和53年度
----------------	-------------	-----------	--------

団 体 名	障害児保育実施認可保育所
-------	--------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・障害児保育特別対策事業費補助要綱(道) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市障害児保育運営費補助金交付要綱
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	保護者の労働または疾病等の事由により、保育に欠ける心身に障害を有する児童を保育所に入所させ、健常児と集団保育を行う際の、担当保育士の賃金の補助 補助単価 平成20年度～ 児童1人につき 月額63,260円 平成22年度～ 児童1人につき 月額70,000円
目 的	(目 的) 保護者の就労または疾病等の事由により、保育に欠ける心身の障害を有する児童を保育所に入所させ、児童福祉の増進を図る。
・ 効 果	(効 果) 健常児と集団保育をすることにより、障害児は、基本的生活習慣の自立、集団参加等の向上が図られる。健常児にとっては、弱者への思いやり等が芽生え、障害児への理解が図られる等、障害児等に対する福祉の向上が図られる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	20,560						20,560
	22	25,270						25,270
	23	26,740						26,740
	24	26,950						26,950
	25	27,720						27,720
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	39,082						39,082
	22	42,728						42,728
	23	51,792						51,792
	24	44,845		81				44,926
	25	44,845		81				44,926

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	障害児保育運営費補助金
----------------	-------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	障害のある乳幼児を保育所で預かるためには、国基準の保育士のほかに、選任の保育士の配置が必要となる場合があり、保護者のニーズも高く、市民生活の向上に寄与するなど、公益性が高い。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	国の保育所運営負担金や市の補給金の対象範囲外であり、障害を有する乳幼児のみならず、他の乳幼児の安心安全のためにも、保育士を配置する人件費の一部補助の必要性は高い。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	保護者負担の上乗せを求めず、自立した運営が困難な事業であることから、自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	障害児保育の運営に対する支援であり、補助が最も適切な方法である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	平成22年度から、H19～21年度までの保育士の給与等平均月額(160,000円)の半額補助を目途として補助単価を月額70,000円/人としたことから、補助対象経費の1/2とならないものである。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

障害児保育運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

当該事業を利用している保育所数 および 延適用児童数

(達成状況)

平成21年度実績	14保育所	延325人
平成22年度実績	16保育所	延361人
平成23年度実績	15保育所	延382人
平成24年度実績	15保育所	延385人
平成25年度予算	21保育所	延432人

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている ☒
 一定の効果をあげている ☐
 効果が疑問である ☐
 その他 ☐

(理由)

○今後の方向性

☐ 現行のまま補助を継続
☐ 見直したうえで補助を継続
☐ 廃止
☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度の大幅な変更が想定されるため、国の動向を考慮し、制度設計等の検討を進める。

○終期の設定

終期設定

平成26年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成26年度

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	保育所地域活動事業運営費補助金	開始 年 度	平成2年度
----------------	-----------------	-----------	-------

団 体 名	地域活動実施認可保育所
-------	-------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・子育て支援交付金交付要綱 (国) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市保育所地域活動事業運営費補助金実施要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	特別保育科目設定実施事業：保育所の有する専門的機能を活用し、地域福祉の向上のために行う 事業費用に対する補助 補助対象額等：1科目につき250,000円を上限、1施設あたり2科目まで
目 的	(目 的) 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、保育所の有する専門的機能を地域 住民のために活用した幅広い活動を推進することにより、児童福祉の増進を図る。
・ 効 果	(効 果) 保育所が自ら地域にとけ込み、児童福祉の増進を図るとともに、地域住民は保育所の有 する専門的機能を活用できる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	6,671						6,671
	22	6,320						6,320
	23	6,144						6,144
	24	6,506						6,506
	25	8,254						8,254
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21			7,804				7,804
	22			7,022				7,022
	23			6,554				6,554
	24			7,209				7,209
	25			9,080				9,080

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	保育所地域活動事業運営費補助金
----------------	-----------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	当該事業は、世代間交流、異年齢児交流、育児講座の3種類のメニューが用意されており、多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、保育所の有する専門的機能を地域住民のため幅広く活用することを目的としており、市民のニーズも高く、市民生活の向上に寄与するなど、公益性が高い。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	国の保育所運営負担金や市の補給金の範囲外で実施する事業であり、保護者負担の軽減を図るためにも、補助の必要性は高い。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	保護者負担の上乗せを求めず、自立した運営が困難な事業であることから、自主性の視点は当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	当該事業の運営に対する支援であり、補助が最も適切な方法である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	地域の様々な世代との交流を目的とした事業で、事業を実施する保育所に多額の事業費負担を求められないため。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

保育所地域活動事業運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

当該補助事業を実施している保育所数

(達成状況)

平成21年度	世代間交流等	19施設	異年齢児交流	8施設	育児講座	2施設
平成22年度	世代間交流等	18施設	異年齢児交流	8施設	育児講座	2施設
平成23年度	世代間交流等	19施設	異年齢児交流	9施設	育児講座	1施設
平成24年度	世代間交流等	19施設	異年齢児交流	10施設	育児講座	1施設
平成25年度予算	世代間交流等	21施設	異年齢児交流	12施設	育児講座	3施設

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

- 十分効果をあげている ☒
- 一定の効果をあげている ☐
- 効果が疑問である ☐
- その他 ☐

(理由)

○今後の方向性

- ☐ 現行のまま補助を継続
- ☐ 見直したうえで補助を継続
- ☐ 廃止
- ☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度の大幅な変更が想定されるため、国の動向を考慮し、制度設計等の検討を進める。

○終期の設定

終期設定

平成26年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成26年度

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	一時預かり事業運営費補助金	開始 年 度	平成11年度
----------------	---------------	-----------	--------

団 体 名	一時預かり保育実施認可保育所
-------	----------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・子育て支援交付金交付要綱 (国) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市一時保育運営費補助金交付要綱
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	補助要件 年間利用児童数25人以上 補助金額 基本分：年間利用数25人以上300人未満450,000円 300人以上900人未満1,350,000円 900人以上1,500人未満2,430,000円 加算分：1,800円×A, B階層延利用人数 保護者負担 日額利用料 1,800円 (A,B階層は無料 A：生活保護世帯 B：非課税世帯)
目 的	(目 的) 保育所を利用していない家庭における保護者の疾病や災害、育児疲れによる保護者の心理的、 身体的負担の軽減のため
・ 効 果	(効 果) 家庭において、保育することが一時的に困難となった児童を保育所で一時的に預かる ことで児童福祉の向上が図られる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	22,355		12,056				34,411
	22	31,832		13,237				47,358
	23	25,193		12,441				37,634
	24	24,128		11,557				35,685
	25	26,408						26,408
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21			36,850				36,850
	22			47,357				47,357
	23			40,951				40,951
	24			39,366				39,366
	25			39,366				39,366

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	一時預かり事業運営費補助金
----------------	---------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	保育所を利用していない保護者のやむを得ない事情によって、保育所の開所時間中に、一時的に乳幼児を保育所で預かることができる当該事業は、市民のニーズも高く、市民生活の向上に寄与するなど、公益性が高い。(国の補助基準に基づき補助している。)
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	国の保育所運営負担金や市の補給金の範囲外で、利用者との契約に基づき実施する事業であり、保護者負担の軽減を図るためにも、補助の必要性は高い。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	保護者負担の上乗せを求めず、自立した運営が困難な事業であることから、自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	当該事業の運営に対する支援であり、補助が最も適切な方法である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	国の補助基準に基づくため、補助対象経費の1/2以内とならないものである。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

一時預かり事業運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

当該事業を利用している保育所数 および 延利用児童数

(達成状況)

平成21年度	実施施設数	27施設	有料延べ利用件数	6,698件	無料延べ利用件数	2,369件
平成22年度	実施施設数	25施設	有料延べ利用件数	7,355件	無料延べ利用件数	3,043件
平成23年度	実施施設数	27施設	有料延べ利用件数	6,912件	無料延べ利用件数	2,046件
平成24年度	実施施設数	26施設	有料延べ利用件数	6,421件	無料延べ利用件数	1,704件

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

☒ 十分効果をあげている
☐ 一定の効果をあげている
☐ 効果が疑問である
☐ その他

(理由)

○今後の方向性

☐ 現行のまま補助を継続
☐ 見直したうえで補助を継続
☐ 廃止
☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度の大幅な変更が想定されるため、国の動向を考慮し、制度設計等の検討を進める。

○終期の設定

終期設定

平成26年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成26年度

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	延長保育運営費補助金	開始 年 度	平成11年度
----------------	------------	-----------	--------

団 体 名	延長保育実施認可保育所
-------	-------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱（国） ・函館市補助金等交付規則 ・延長保育運営費補助金交付要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	補助要件 11時間の開所時間を超えた、30分～4時間の延長保育実施経費を補助 補助金額 基本分：30分延長300,000円 1時間延長1,750,000円 2時間延長2,750,000円 4時間延長5,750,000円 加算分：30分・1時間220円×A, B階層延利用人数 2時間300円×A, B階層延利用人数 4時間680円×A, B階層延利用人数 (A:生活保護世帯 B:非課税世帯) 保護者負担金 30分・1時間220円 2時間300円 4時間680円 (1回利用につき)
目 的	(目 的) 保護者の就労形態の多様化、通勤時間等の増加に伴い、保育時間の延長を必要とする児童の保育を行い、児童福祉の向上を図る。
・ 効 果	(効 果) 保護者の就労形態の多様化等により、通常の保育時間では保護者の負担が増加することから、児童福祉の向上のためには必要である。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	35,181		4,231				39,412
	22	34,504		4,504				39,008
	23	39,661		4,920				44,581
	24	41,912		5,368				47,280
	25	47,994						47,994
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	26,167		13,247				39,414
	22	26,249		12,898				39,147
	23	29,847		15,638				45,485
	24	35,610		17,651				53,261
	25	35,610		17,651				53,261

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	延長保育運営費補助金
----------------	------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	保護者のやむを得ない事情によって、保育所の開所時看護も乳幼児を保育所で預かることができる当該事業は、市民のニーズも高く、市民生活の向上に寄与するなど、公益性が高い。(国の補助基準に基づき補助している。)
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	国の保育所運営負担金や市の補給金の範囲外で、利用者との契約に基づき実施する事業であり、保護者負担の軽減を図るためにも、補助の必要性は高い。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	保護者負担の上乗せを求めず、自立した運営が困難な事業であることから、自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	当該事業の運営に対する支援であり、補助が最も適切な方法である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	国の補助基準に基づくため、補助対象経費の1/2以内とならないものである。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

延長保育運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

当該事業を実施している保育所数

(達成状況)

平成21年度		1時間延長	7施設	2時間延長	3施設	4時間延長	2施設
平成22年度		1時間延長	7施設	2時間延長	3施設	4時間延長	2施設
平成23年度	30分延長	15施設	1時間延長	7施設	2時間延長	3施設	4時間延長
平成24年度	30分延長	15施設	1時間延長	8施設	2時間延長	3施設	4時間延長
平成25年度(予算)	30分延長	13施設	1時間延長	12施設	2時間延長	3施設	4時間延長

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている
一定の効果をあげている
効果が疑問である
その他

☒
☐
☐
☐

(理由)

○今後の方向性

- ☐ 現行のまま補助を継続
☐ 見直したうえで補助を継続
☐ 廃止
☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度の大幅な変更が想定されるため、国の動向を考慮し、制度設計等の検討を進める。

○終期の設定

終期設定

平成26年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成26年度

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	病児保育事業運営費補助金	開始 年 度	平成24年度
----------------	--------------	-----------	--------

団 体 名	医療法人あそべの森 あんざいクリニック
-------	---------------------

助成の根拠既定等 (条例・規則・要綱等)	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱（国） ・函館市補助金等交付規則 ・病児保育運営費補助金交付要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	0歳児から小学校3年生までの病気（感染症を含む）により自宅での保育が困難な児童を診療所において一時的に保育する経費の補助。1日4人まで 補助金額：基本分2,400,000円 加算分4,250,000円（年間利用人数200人以上400人未満） ※国庫補助と同額 低所得者減免分加算分 2,000円×延利用人数 保護者負担金： 1日 2,000円 半日 1,500円 10分延長につき200円
目 的	（目 的） 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の子どもを一時的に保育することにより、児童福祉の向上を図る。
・ 効 果	（効 果） 児童が病気の場合に必要な施策で病児保育のニーズは高く、保護者の就労等との両立が図られる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21							0
	22							0
	23							0
	24	5,434		183				5,617
	25	6,750		471				7,221
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21							0
	22							0
	23							0
	24			8,450				8,450
	25			12,500				12,500

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	病児保育事業運営費補助金
----------------	--------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	感染症などに罹患し、病気の回復期に至っていない小学校3年生までの子どもを預けることができる病児保育は、市民ニーズの高い、必要な事業であり、公益性が高い。(国の補助基準に基づき補助している)
2	必要性(補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	施設における受入人数では、補助なしでの運営は厳しいものがあることから、安定して経営するためにも、補助は必要である。
3	自主性(自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	保護者負担の上乗せを求めず、自立した運営が困難な事業であることから、自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性(他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	当該事業の運営に対する支援であり、補助が最も適切な方法である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	国の補助基準に基づくため、補助対象経費の1/2以内とならないものである。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

病児保育事業運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

利用児童件数

(達成状況)

平成24年度 110件

平成25年度（見込） 275件

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている



一定の効果をあげている



効果が疑問である



その他



(理由)

○今後の方向性



現行のまま補助を継続



見直したうえで補助を継続



廃止



その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度の大幅な変更が想定されるため、国の動向を考慮し、制度設計等の検討を進める。

○終期の設定

終期設定

平成26年度



終期到来により廃止



終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成26年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	結核予防費補助金	開始 年 度	平成17年度
----------------	----------	-----------	--------

団 体 名	私立学校11校, 社会福祉施設15施設
-------	---------------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(国) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市結核予防費補助金交付要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断で, 学校の長または施設の長が行う事業に対し, 補助金を交付する。
目 的	(目 的) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより, 感染症の発生を予防し, 及びそのまん延の防止を図り, もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
・ 効 果	(効 果) 結核患者の早期発見・早期治療及び結核のまん延防止に寄与することができる。

○補助事業の収支状況

(単位: 千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金	雑収入	計
		市	その他					
収 入	21	479					240	719
	22	424					212	636
	23	439					219	658
	24	498					249	747
	25	600					300	900
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	719						719
	22	636						636
	23	658						658
	24	747						747
	25	900						900

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	結核予防費補助金
----------------	----------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2において規定されている事業者、学校等における結核に係る定期健康診断の実施に要する費用を補助することにより結核の早期発見・まん延防止が図られ、広く市民の健康保持に貢献する事業である。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第60条において補助するものと定められている。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	自主自立を促す補助金ではない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第60条において補助するものと定められている。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第60条において2/3補助と定められており、変更の予定はない。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

結核予防費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

助成開始の平成17年度より当市において補助団体における結核の集団発生は起きていない。

(達成状況)

平成24年度実績：私立学校 9校
社会福祉施設 10施設

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている

☐

一定の効果をあげている

☒

効果が疑問である

☐

その他

☐

(理由)

助成開始の平成17年度より当市において補助団体における結核の集団発生は起きていない。

○今後の方向性

☐

現行のまま補助を継続

☐

見直したうえで補助を継続

☐

廃止

☒

その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

国の制度の改正に合わせ見直しを検討する。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	開始 年 度	平成25年度
----------------	----------------------	-----------	--------

団 体 名	函館市農業再生協議会
-------	------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・直接支払推進事業実施要綱(国) ・直接支払推進事業費補助金交付要綱(国) ・経営所得安定対策直接支払推進事業補助金交付事務取扱要領(道) ・函館市補助金等交付規則 ・函館市経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金交付要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	経営所得安定対策の円滑な実施に必要な推進活動に係る経費について補助を行う。
目 的	(目 的) 農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする経営所得安定対策において、事業を推進するために必要な経費の補助を行う事で当該対策の円滑な実施を図る。
・ 効 果	(効 果) 推進活動に必要な経費について補助を行う事により、経営所得安定対策の円滑な実施に繋がる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21							
	22							
	23							
	24							
	25	2,300						2,300
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21							
	22							
	23							
	24							
	25	2,016	284					2,300

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金
----------------	----------------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする経営所得安定対策の円滑な運用を実施するために必要な推進活動にかかる経費について補助するものであり、公益性は高い。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	経営所得安定対策は国が実施している事業であり、本補助金については、平成24年度までは道から当該協議会への直接補助であったが、平成25年度から、市町村が事業実施主体となり間接補助にて交付する取り扱いとなった。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	経営所得安定対策に基づき実施される事業であり、推進活動に要する経費については、国の予算措置がなされる。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物にその差額を交付することで農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するものであるため、推進活動のための補助を行うことは経営所得安定対策の円滑な運用に寄与する。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	国の実施要綱に基づき、定額補助 (特定財源 道補助金10/10)
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

- ・経営所得安定対策の円滑な運用に寄与する。

(達成状況)

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている

☐

一定の効果をあげている

☐

効果が疑問である

☐

その他

☒

(理由)

平成25年度新規事業であることから、効果の達成状況を現時点では評価することができないため。

○今後の方向性

☐

現行のまま補助を継続

☐

見直したうえで補助を継続

☐

廃止

☒

その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

平成25年度から交付を開始した補助金（北海道から移管）であり、補助金額の全額が国庫補助金でまかなわれているため、国の制度の改正に合わせ見直しを検討する。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	木造住宅耐震化支援事業補助金	開始 年 度	平成22年度
----------------	----------------	-----------	--------

団 体 名	建築物所有者
-------	--------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・函館市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱
-------------------------	-------------------------

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	昭和56年5月31日以前に建築または着工された在来軸組工法（3階建て以下）の木造住宅（一戸建て、長屋および共同住宅）の耐震診断による耐震診断費用の2／3以内を補助する。（限度額：6万円/棟）
目 的	（目 的） 住宅の耐震性を知ることで、地震による住宅の倒壊被害を未然に防止し、市民の生命、身体および財産の保護につなげていくことを目的とする。
・ 効 果	（効 果） 民間建築物の耐震改修が促進されることによって、火災等の二次災害の防止や緊急避難路の確保にもつながる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金	自己負担	計
		市	その他					
収 入	21							0
	22	60					40	100
	23	40					20	60
	24	120					80	200
	25	600					300	900
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21							0
	22			100				100
	23			60				60
	24			200				200
	25			900				900

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	木造住宅耐震化支援事業補助金
----------------	----------------

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	・市民の生命・身体・財産の保護に資するものである。 ・建築物の耐震化によって、地域の安全性が高まる。 ・大規模地震の切迫性が指摘されている。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	住宅の耐震性を知ることにより、地震による倒壊の被害から市民の生命・身体を保護できる。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	安全・安心な市民生活の確保を促進することができる。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	耐震診断費用の2/3以内 (限度額6万円) であるが、そのうち1/2は国庫補助金となるため、支出は1/3となっている。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

木造住宅耐震化支援事業補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

耐震診断が必要と思われる木造住宅（昭和56年以前に建築）は、戸建てで全体の55%、共同住宅で47%あり、今後、平成27年までに耐震化率90%を目指す。

《函館市耐震改修促進計画》

耐震化率 平成27年度において9割を目標とする。

(達成状況)

《利用状況等》

・H22 1戸 → 耐震基準不適 1戸
・H23 1戸 → 耐震基準不適 1戸
・H24 2戸 → 耐震基準不適 2戸 → 耐震改修済 1戸

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている
一定の効果をあげている
効果が疑問である
その他

☐
☒
☐
☐

(理由)

耐震診断の結果を考慮し、耐震改修工事を検討している。
また、平成24年度には制度を利用した者（1戸）が住宅リフォーム補助金を活用した耐震改修工事を行った。

○今後の方向性

- ☐ 現行のまま補助を継続
☐ 見直したうえで補助を継続
☐ 廃止
☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

国において、平成27年度までに耐震化率90%を目指しているため現行制度とするが、今後、国の制度の改正があれば、それに合わせ見直しを検討する必要がある。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	アスベスト対策支援事業補助金	開始 年 度	平成22年度
----------------	----------------	-----------	--------

団 体 名	建築物所有者
-------	--------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・函館市アスベスト対策支援事業補助金交付要綱
-------------------------	------------------------

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	民間建築物におけるアスベストの含有調査費用を補助する。
目 的	(目 的) 既存建築物で使用されているアスベストの含有の有無を知ることで、市民の健康被害の防止策につなげていくことを目的としている。
・ 効 果	(効 果) 市民の健康被害防止につながる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21	—	—	—	—	—	—	—
	22	578						578
	23	160						160
	24	432						432
	25	1,000						1,000
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	—	—	—	—	—	—	—
	22			578				578
	23			160				160
	24			432				432
	25			1,000				1,000

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	アスベスト対策支援事業補助金
----------------	----------------

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	アスベスト含有調査で建物の安全性を確認する。 アスベスト飛散による市民の健康被害の予防につながる。 アスベスト含有の有無は、健康被害対策において最優先課題となっている。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	アスベスト含有調査を促進することができる。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	自主性の視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	アスベスト含有調査に係る費用の負担軽減から、金銭的支援は有効である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	調査費用の10/10（限度額25万円）で、すべて国庫補助金となっている。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

アスベスト対策支援事業補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

平成17年度に実施したアンケート結果から、アスベストが使用されている可能性がある建築物約50棟のうち、平成22年度～平成24年度までに10棟改修工事を行った。
10棟／年を目標としている。

(達成状況)

- ・ H22 5棟 → 検出 1棟
- ・ H23 2棟 → 検出 0棟
- ・ H24 4棟 → 検出 1棟

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

- 十分効果をあげている ☒
- 一定の効果をあげている ☐
- 効果が疑問である ☐
- その他 ☐

(理由)

○今後の方向性

- ☐ 現行のまま補助を継続
- ☐ 見直したうえで補助を継続
- ☐ 廃止
- ☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

市民の健康被害防止のため現行制度とするが、今後、国の制度の改正があれば、それに合わせ見直しを検討する必要がある。

○終期の設定

終期設定

平成27年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成27年度

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	公益財団法人函館地域産業振興財団研修指導等事業補助金	開始 年 度	昭和 6 1 年度
----------------	----------------------------	-----------	-----------

団 体 名	公益財団法人函館地域産業振興財団
-------	------------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・函館市補助金等交付規則 ・公益財団法人函館地域産業振興財団研修指導等事業補助金交付要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	当該法人が、道立工業技術センターの設備、試験分析機器、研究員の知見等を活用して、地域の企業等が行う新製品開発や製造工程における技術的な諸問題を解決するための技術相談事業や技術研修事業、技術情報提供事業に対し、北海道と市で補助を行う。
目 的	(目 的) 地域のものづくり企業等の技術の高度化を図る。
・ 効 果	(効 果) 地域企業等の技術開発の取り組みに対し、各分野に渡る技術相談、技術研修等を行うことにより、企業の技術水準、技術開発意欲を高め、地域経済の活性化を図る。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金	自己資金	計
		市	その他					
収 入	21	24,166	17,882				1,057	43,105
	22	24,338	17,990				1,126	43,454
	23	25,168	18,717				1,225	45,110
	24	23,913	17,587				664	42,164
	25	23,748	17,390				1,600	42,738
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21	37,347		5,758				43,105
	22	37,640		5,814				43,454
	23	39,715		5,395				45,110
	24	37,211		4,953				42,164
	25	37,365		5,373				42,738

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名
(交付金名)

公益財団法人函館地域産業振興財団研修指導等事業補助金

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	当該法人は、函館地域の高度技術に立脚した産業開発を促進し、北海道の産業経済の発展に寄与することを目的に設立された団体である。本補助金は当該法人が管理運営を行っている道立工業技術センターの高度技術普及事業および当該法人の一般管理運営事業に対し交付するものであり、地域経済の発展に繋がる公益性の高い事業である。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	公益性が高く、地域の産業振興を図るために必要な事業であり、本補助金は、事業遂行に必要な不可欠な研究員の人件費や運営費への補助であることから今後も補助の継続が必要と考える。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☐	☒	設立当初から、当該法人の管理運営経費は道・市の委託料・補助金で負担してきており、また道、近隣自治体、民間企業等からの出捐により造成した基金の運用益を元に公益事業を行っている。利率の低下により基金運用益も減少する中、現状では収益事業の実施は困難である。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	公益上必要があると認められた事業に対する支出であり、補助金が適当であると考ええる。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	補助割合は1/2を超過しているが、当該法人の管理運営経費は、委託料と補助金とを併せ、道と市で2:1の割合で負担することとしており、全体経費では1/2を超過しない。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名
(交付金名)

公益財団法人函館地域産業振興財団研修指導等事業補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等)

当該法人が昭和61年の開設当初から管理運営を行っている道立工業技術センターは、函館地域に欠くことが出来ない公設民営の試験研究機関であり、道・市からの委託事業による基礎研究をベースとして、これまで、地域企業等に対する技術指導や共同研究のほか、事業化、製品化に至った事例が数多くある。しかしながら、これらの成果は企業ニーズやシーズに左右されるほか、複数年に渡る共同研究の成果などから生み出されるものであり、こうした成果を単年度毎に、定量的に目標設定することは困難である。

(達成状況)

H15～20年度に実施した文科省の都市エリア産学官連携事業では、当該法人が中核機関となり、地域特有の水産資源であるガゴメを用いた化粧品、健康食品など100品以上商品化され、直接的経済効果は32億円に及んだ。

また、H21年度からは地域イノベーション戦略支援プログラムの事業主体として、函館マリンバイオクラスターの形成に取り組んでおり、H23年度に指定を受けた北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区においても、水産物の付加価値向上研究開発拠点とされた函館地区において、研究開発の中核機関と位置づけられている。

※継続事業は、直近の実績 新規事業は、効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている
一定の効果をあげている
効果が疑問である
その他

☒
☐
☐
☐

(理由)

○今後の方向性

☐ 現行のまま補助を継続

☐ 見直したうえで補助を継続

☐ 廃止

☒ その他

(見直しの内容)

(見直しの時期)

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(その他の内容)

当該法人の管理運営経費については、北海道と市が委託料と補助金と合わせ、一定の割合で負担してきていることから、今後、道との協議を進め、補助金の見直し等を検討する。

○終期の設定

終期設定

平成25年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成28年度